

2022年9月15日

株式会社 四国銀行



## 一定金額未満の普通預金等口座解約手続きにおける印鑑レスの取扱開始

株式会社四国銀行（頭取 山元文明）は、お客さまの利便性向上を図るため、個人および個人事業主のお客さまを対象として、残高1万円未満の普通預金等を解約する際、届出印の押印を不要とする取扱を開始します。また、これに伴い、預金等規定を一部改定しますので、併せてお知らせします。

これまでは普通預金等口座を解約する際、所定の書類に届出印を押印いただいておりますが、本取扱により、運転免許証等の本人確認書類をご提示いただくなど、所定の要件を満たすお客さまについては、届出印の押印なしでお手続きいただけます。

当行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、サービスの充実、利便性の向上を図ってまいります。

### 記

#### 1. 取扱開始日および預金等規定改定日

2022年10月3日（月）

#### 2. 対象となるお客さま

個人のお客さま、個人事業主のお客さま  
※法人等のお客さまは対象外です。

#### 3. 対象の預金口座

- ・普通預金（決済用普通預金および総合口座を含み、リーフ口普通預金を除きます）
- ・貯蓄預金
- ・納税準備預金

※解約時の残高が、1万円未満の口座に限ります。

※総合口座の普通預金で、同一通帳の総合口座定期預金または総合口座積立定期預金に1円以上の残高がある場合は対象外となります。

#### 4. お取扱いに必要な事項

- ・預金者ご本人さまによる解約のお申し出
- ・通帳（スマート通帳を含みます）およびキャッシュカード（発行されている場合）のご持参
- ・次のいずれかの方法でご本人の確認ができること

本人確認書類（運転免許証等の公的証明書）のご提示  
キャッシュカード暗証番号の照合

※その他、当行が定める一定の基準があります。

また、バーチャル支店（龍馬支店）の口座およびWEB口座開設により開設された口座は、一部条件が異なる場合があります。詳しくは、お取引店までお問い合わせください。

#### 5. 預金等規定の改定

改定を行う預金等規定は次のとおりです。なお、改定後の規定は、すでにお取引いただいているお客さまについても適用させていただきます。

- ・ 普通預金規定
- ・ 総合口座規定
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 納税準備預金規定
- ・ 龍馬支店ご利用規定
- ・ WEB口座開設利用規定
- ・ 四国銀行アプリ利用規定

改定後の預金等規定は、[こちら](#)からご参照いただけます。

以上